

I - ④ 2019年度 基幹航路接続航路誘致事業 募集実施要領（個別）

阪神国際港湾株式会社

1. 目的

本事業は、阪神港における外貿トランシップ貨物の増加を図り、国際基幹航路の取扱貨物を増加させることを目的に実施するものです。

2. 委託事業内容

(1) 対象事業

2019年度に新たに阪神港に寄港または増便する「国際基幹航路に接続する航路」であって、阪神港での取扱いが1寄港あたり500TEU以上、もしくは年15,000TEU以上の取扱実績が見込まれる事業を対象とします。なお「国際基幹航路」とは、欧州・北米・中南米・アフリカ・豪州の各港湾と国際戦略港湾とを結ぶ定期コンテナ航路を指します。

ただし、委託事業終了後に1年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。継続状況について、委託事業終了後に弊社より確認をさせて頂く場合があります。

また、提案事業者が対象となる航路の運行開始前1年以内に、同一航路において阪神港への寄港を停止、または航路の廃止等を行っている場合や、アライアンスや事業者の統廃合等による航路の再編によりサービス水準が同程度であると判断される場合は、原則として対象外とします。

(2) 委託対象者

外航コンテナ船社またはその日本代理店

(3) 委託内容

弊社と提案事業者との間で協議のうえ、合意された業務について委託します。
業務委託料については、以下に設定した金額を目安に協議を行い決定します。

- 業務委託料：1寄港100万円を目安とし、寄港数に応じた額

ただし、当該事業の対象期間は、最長で事業対象となる船舶の最初の入港日から1年を経過する前日までとし、2019年度内において同事業が終了した場合は、当該事業にかかる業務委託契約を解除または変更のうえ、業務委託料のお支払いが出来ない場合がございますので、ご注意ください。

(4) 提出書類

【事業計画の提案時】

- ① 事業計画提案書（様式1④接続航路）

- ② 提案事業者の会社概要（様式2 共通）
- ③ 事業計画の提案にかかる申立書（様式3 ④接続航路）
- ④ その他提案内容の確認を目的に弊社が必要と認める資料

【事業完了時】

- ① 事業実績報告書(様式4 ④接続航路)
- ② その他事業実績の確認を目的に弊社が必要と認める資料

なお、提案にかかる各種様式については弊社までお問い合わせください。

※応募方法等は「募集実施要領(共通事項Ⅰ)」をご参照ください。

以上

【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階

営業部 営業課 ☎078-855-3206（直通）

ホームページ <http://hanshinport.co.jp/>

E-mail senryaku@hanshinport.co.jp